

現行「筑後川水系における水資源開発基本計画」の概要

- 筑後川水系は、昭和39年10月に水資源開発水系に指定され、昭和41年2月に水資源開発基本計画（1次計画）を決定。
- 以降、3回の全部変更を経て、現在は平成17年4月に決定された4次計画。

1. 水の用途別の需要の見通しと供給の目標

- 目標年度
平成27年度目途
 - 供給地域
福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県の諸地域
 - 水の用途別の需要の見通し
水道用水：約 8.2 m³/s
工業用水：約 2.2 m³/s
農業用水：約 0.1 m³/s（新規需要量）
 - 供給の目標
近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にする
- ◆供給可能量
- ・計画当時の流況：約 13.4 m³/s
 - ・近年の20年に2番目の渇水年の流況：約 11.0 m³/s

筑後川水系における水資源開発施設とフルプランエリア



2. 変更の経緯

- S39. 10. 16 水系指定
- S41. 2. 1 基本計画策定（水需給計画決定、両筑平野用水）
- S45. 12. 22 一部変更（寺内ダム追加等）
- S49. 7. 26 一部変更（筑後大堰、福岡導水追加）
- S56. 1. 30 全部変更（水需給計画変更、筑後川下流用水、竜門ダム、城原川ダム等追加）
- S59. 2. 24 一部変更（赤石川ダム追加等）
- H元. 1. 24 全部変更（水需給計画変更等）
- H 5. 9. 21 一部変更（小石原川ダム追加等）
- H11. 1. 29 一部変更（福岡導水、大山ダムの変更等）
- H17. 4. 15 全部変更（水需給計画変更等）
- H25. 2. 22 一部変更（両筑平野用水二期の変更）
- H27. 12. 18 一部変更（小石原川ダムの変更）
- H30. 6. 26 一部変更（改築事業群の包括的掲上）
- R3. 8. 31 一部変更（小石原川ダムの変更）

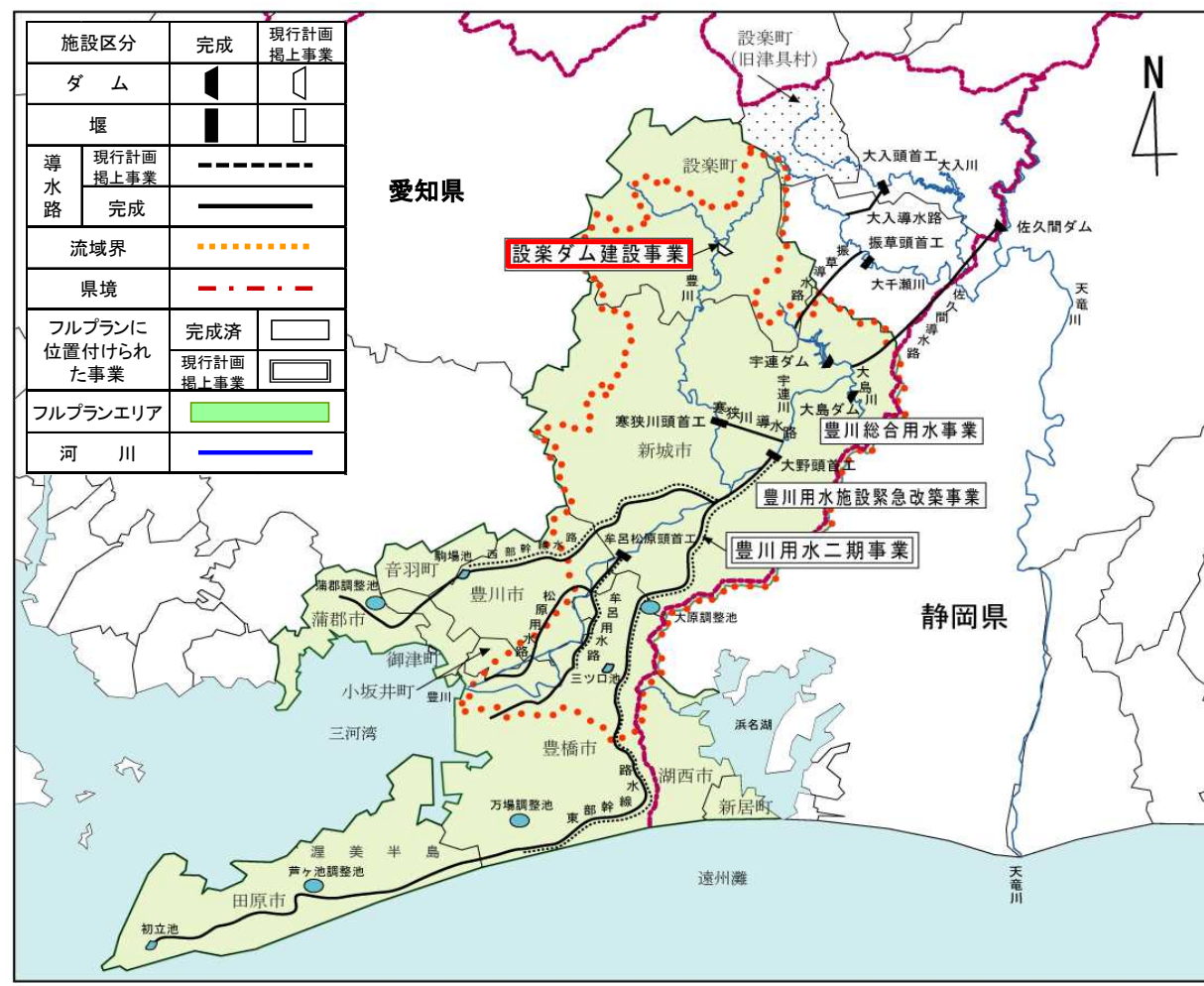
現行「豊川水系における水資源開発基本計画」の概要

- 豊川水系は、平成2年2月に水資源開発水系に指定され、平成2年5月に水資源開発基本計画(1次計画)が決定。
- 現在は、平成18年2月に策定された第2次計画になっており、以降、2回の一部変更を経ている。

1. 水の用途別の需要の見通しと供給の目標

- (1) 目標年度
平成27年度目途
- (2) 供給地域
豊川水系に各種用水を依存している愛知県、静岡県
の諸地域
- (3) 水の用途別の需要の見通し
 - ◆ 水道用水 : 約 4.5 m³/s
 - ◆ 工業用水 : 約 1.6 m³/s
 - ◆ 農業用水 : 約 0.3 m³/s (新規需要)
- (4) 供給の目標
近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、
地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にする
 - ◆ 近年の20年に2番目の渇水年の流況 : 約6.5m³/s
 - ◆ 計画当時の流況 : 約7.9m³/s

豊川水系における水資源開発施設とフルプランエリア



2. 変更の経緯

- H 2. 2. 9 水系指定
- H 2. 5. 17 基本計画策定 (水需給計画決定, 設楽ダム、豊川総合用水、豊川用水施設緊急改築)
- H11. 4. 7 一部変更 (豊川用水二期の追加、豊川総合用水の事業主体変更等)
- H18. 2. 17 全部変更 (水需給計画変更)
- H20. 6. 3 一部変更 (豊川用水二期の変更)
- H27. 12. 18 一部変更 (豊川用水二期の変更)

現行「吉野川水系における水資源開発基本計画」の概要

- 吉野川水系は、昭和41年11月に水資源開発水系に指定され、昭和42年3月に水資源開発基本計画(1次計画)が決定。
- その後、3回の全部変更を経て、現行計画は平成31年4月に策定された第4次計画。

1. 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

(1) 水の用途別の需要の見通し

おおむね10年後を目途とする用途別の需要の見通し

- ① 水道用水の需要の見通し
現況と比較し、高位「やや増加」、低位「やや減少」
- ② 工業用水の需要の見通し
現況と比較し、高位「増加」、低位「おおむね横ばい」
- ③ 農業用水の需要の見通し
農業用水の新たな必要量は見込まれない

(2) 供給の目標

水供給に影響の大きいリスク別に目標を設定

- ① 渇水に対する目標
 - ・ 10箇年第1位相当の渇水：安定的な水利用を可能にすること
 - ・ 既往最大級の渇水：生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること
- ② 大規模自然災害に対する目標
 - ・ 生活・経済活動に必要な最低限の水を確保するとともに、水資源開発施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること
- ③ 施設の老朽化に対する目標
 - ・ 水資源開発施設の機能を将来にわたって維持・確保すること

2. 変更の経緯

- S41. 11. 18 水系指定
- S42. 3. 14 基本計画策定(水需給計画決定, 早明浦ダム)
- S43. 7. 16 一部変更(池田ダム、香川用水追加)
- S45. 2. 25 一部変更(新宮ダム、旧吉野川河口堰追加等)
- S46. 8. 13 一部変更(高知分水追加等)
- S58. 5. 24 一部変更(富郷ダム追加等)
- H 4. 4. 24 全部変更(水需給計画変更)
- H 9. 12. 19 一部変更(富郷ダム変更)
- H11. 8. 5 一部変更(香川用水施設緊急改築追加)
- H14. 2. 15 全部変更(水需給計画変更)
- H30. 3. 27 一部変更(改築事業群の包括的掲上)
- H31. 4. 19 全部変更(リスク管理型への変更)

吉野川水系における水資源開発施設とフルプランエリア

